

自転車安全利用五則



1

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

大人もヘルメットを
忘れずに!



5

ヘルメットを着用

自転車も のれば車の なかまいり

2

交差点では信号と
一時停止を守って、
安全確認



3

夜間はライトを点灯



4

飲酒運転は禁止



\\ 九都県市一斉 // 自転車マナーアップ強化月間

2024年 **5.1**_水 ~ **31**_金

自転車に乗る前に、自転車の点検整備をしましょう! 自転車保険等への加入も忘れずに!

※各種保険等の特約で加入できる場合もあります

首都圏自転車安全利用対策協議会

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

自転車、安全利用してありますか？

ヘルメットの着用

- 全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務になりました。
- 死亡事故の約6割は頭部の致命傷が原因。
- 特に子供や高齢者には家族から指導しましょう。



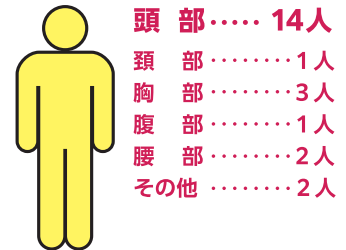
車道左側を通行

- 自転車は車両です。
車道の左側端を通行しましょう。
- やむを得ず歩道を通行する場合は徐行で。



交差点に注意

- 信号や一時停止は必ず守りましょう。
- 見通しの悪い交差点では一旦止まって安全確認を徹底しましょう。



損傷部位別自転車死者数 (R5年中)

自転車保険に必ず加入しましょう

高額賠償事例が発生しています

自転車は乗り方を誤ると凶器になります。事故は起こさないことが一番ですが、万が一に備え自転車保険に加入しましょう。

埼玉県では条例により

自転車損害保険等への加入が義務

となっています。

「入ってるよね?自転車保険」
動画公開中!!



確認しましょう

ご自身やご家族が加入している自動車任意保険などの特約で、自転車事故を補償できるものもあります。

詳しくは、埼玉県ホームページ、各損害保険会社や保険代理店、自転車安全整備店等にご確認ください。



【コバトン】

【さいたまっち】

九都県市一斉統一行動日

2024年5月10日(金)

毎月10日は自転車安全利用の日

自転車マナーアップ強化月間 埼玉県

 検索